

第4期大阪府食の安全安心推進計画の策定

参考資料（第26回協議会資料）

「第3期大阪府食の安全安心推進計画」の計画期間（平成30年度～令和4年度）の満了に伴い、食を取り巻く環境の変化や、これまでの府の取組や課題等を踏まえ、第4期計画を策定する。

1 大阪府食の安全安心推進計画の基本的事項

<計画の位置づけ>

- 食の安全安心の確保に関する施策を全庁横断的に計画的に進めるための長期計画
- 「大阪府食の安全安心推進条例」の規定に基づいて策定

<目指すべき姿（スローガン）>

『生産から消費までみんなでつなぐ食の安全 築く安心』

2 第3期計画の取組評価及び今後の方向性

<第3期計画の取組評価>

- 個別事業(57事業)の取組評価結果

| 評価区分 | 評価内容 | 個別事業 |
|------|----------|----------|
| A | 計画どおり | 33 (58%) |
| B | 概ね計画どおり | 7 (12%) |
| C | 計画どおりでない | 16 (28%) |
| N | 評価対象外 | 1 (2%) |
| 合計 | | 57 |

- C評価のうち15事業(台風被害による影響が要因の1事業を除く。)はいずれもコロナ禍の影響があった。
- コロナ禍の影響があった15事業のコロナ禍前の取組状況では、計画どおり又は概ね計画どおりに取組が出来ていたのは14事業、計画どおりに取組が出来ていなかったのは1事業であった。
- 第3期計画では、コロナ禍前の取組状況も鑑みると総合的には概ね計画どおり取組が行えたとは評価できるが、コロナ禍の影響で一部計画どおり取組めなかった事業があった。

<今後の方向性>

第4期計画では、これまでの施策の方向性を維持しつつ、社会情勢の変化等を踏まえながら、コロナ禍での事業の実施方法等の見直しを図り、食の安全安心の確保への取組を推進していく必要がある。

3 第3期計画期間における食を取り巻く環境や社会情勢の変化

<食を取り巻く環境・社会情勢の変化>

- 法改正によるHACCPに沿った衛生管理の制度化（令和3年6月にHACCP制度化が完全施行）
- ライフスタイルの変化（コロナ禍による食生活の変化）
- スマホ・SNSの普及やIT化の加速（ネット上での情報の氾濫や情報発信におけるオンラインツールの活用など）
- 食品ロス削減への関心の高まり（食品ロス削減推進法の施行など）
- 訪日外国人の増加等（大阪・関西万博の開催など）

4 第4期計画の重点課題と重点的に取り組む基本施策（案）

<重点課題（案）>

- 法改正によるHACCPに沿った衛生管理の制度化への対応
 - HACCPは導入がゴールではなくスタート。PDCAサイクルにより、適切に運用されるよう推進していく必要がある。
- 社会情勢の変化等を踏まえた情報の発信
 - 社会情勢の変化により関心が高まっている情報等の発信を積極的に推進していく必要がある。

<重点的に取り組む基本施策（案）>

- HACCPの取組支援をはじめとする自主衛生管理の推進
 - 手引書を用いたHACCPの技術的支援、食品衛生責任者等へのセミナー開催、大阪版食の安全安心認証制度の普及など
- 食の安全安心の情報発信の推進
 - 府民に対する様々な情報ツール（オンライン・メルマガ・広報誌・出前講座・多言語媒体など）を活用した情報発信の実施
 - 情報発信の主なテーマ（食中毒予防、食品表示、食品ロス削減に繋がる衛生知識、食の安全に関する正しい情報など）



5 第4期計画の施策の体系（案）

【計画期間】 令和5年度～令和9年度（5年間）

条例の基本理念を踏まえ、4つの施策の柱及び11の基本施策を掲げる。11の基本施策に基づき、関係部局が連携して個別の取組事業を展開していく。重点課題に対して、2つの基本施策を重点的に取り組む施策として設定する。

施策の柱

- 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保
- 健康被害の未然防止や拡大防止
- 情報の提供の充実
- 事業者の自主的な取組の促進

基本施策

- 監視指導
- 食品等の試験検査
- 食品表示の適正化の推進
- 情報の収集及び調査研究
- 緊急時に迅速に対応できる体制の確保
- 健康被害の拡大防止のための情報の公表
- (1) 食の安全安心の情報発信の推進 重点**
- リスクコミュニケーションの促進
- 生産段階における支援
- (2) HACCPの取組支援をはじめとする自主衛生管理の推進 重点**
- 顕彰の実施

個別の取組事業

6 第4期計画策定スケジュール

